

～返還猶予の具体例～

事 由		添 付 書 類	猶 予 期 間
(1) 高等学校、高等専門学校に在学するとき ※1		在学証明書	在学期間 ※在学期間終了後、半年間は、返還を据置
(2) 短期大学、大学、大学院、専修学校に在学するとき ※2		在学証明書又は卒業見込証明書	
(3) 留学するとき		留学の事実及び期間を証明する書類(留学ビザの写し、留学先の学校又は機関の長の証明書) ※3	
(4) 学校教育法に規定する各種学校(大学等受験のための予備校)に在学したとき		在学証明書又は進学準備証明書	
(5) 大学校に在学するとき ※4	学位が取得できる大学校	在学証明書又は卒業見込証明書	1年以内 (事由が継続している場合は1年延長可)  通算3年が限度 ※7 (6)(13)の場合を除く。  (13)の場合 子が満3歳の誕生日の属する月までが限度。 猶予期間中に次の子を出生したときは、その子の満3歳の誕生日の属する月まで延長可 ※8
	学位が取得できない大学校	在学証明書又は卒業見込証明書	
(6) 災害により被害を受けたとき		市町村・警察・消防・民生委員等の証明書	
(7) 進学準備のため自宅学習又は自宅外学習((1)から(5)の学校を除く)したとき		自宅学習…本人の申立書(※9)、就労していないことを証明するもの(保険証の写し、所得証明書等) 自宅外学習…在所(学)証明書	
(8) 職業訓練を受けているとき ※5		在所(学)証明書	
(9) 就労の意思を有しながら一度も就労できないとき		卒業証明書、ハローワークカードの写し	
(10) 疾病により就労することができないとき		療養期間、就労困難であることを記した医師の診断書 ※9	
(11) 失業したとき		失業中であることを証明する書類(ハローワークカードの写し、離職票の写し、退職証明書等)	
(12) 休職したとき		休職証明書(休職期間・給与状態の記載のあるもの)	
(13) 産休・育休のとき(個人事業主が妊娠、出産又は育児を理由として事業を休止する場合を含む)		休業証明書(休業期間の記載のあるもの) (個人事業主の事業休止の場合は開業届の写し、事業休止の事実を証明するもの、猶予期間を延長する場合は前年の所得課税証明書)	
(14) その他、やむを得ない事由によるもの		事由を証明する書類 ※6	

※1 聴講生・研究生は、週3日以上通学する場合に限りです。

※2 別科、専攻科を含む。聴講生・研究生は、週3日以上通学する場合に限りです。

※3 外国語の場合は、その日本語訳を添付してください。

※4 大学校と大学は異なる学校ですので、ご注意ください。

なお、法令に基づき設置される大学校のうち、学位を取得することができる大学校に在学したとき(国家公務員の身分を有する者は、猶予の対象にはなりません。)のみ、猶予期間は在学中となります。

・学位を取得できる大学校…国立看護大学校、水産大学校(本科、研究科)、職業能力開発総合大学校(総合課程)

・学位を取得できない大学校…海技大学校、水産大学校(専攻科)、職業能力開発総合大学校(総合課程以外)等

・国家公務員の身分になる大学校…防衛大学校、防衛医科大学校、海上保安大学校、気象大学校、航空保安大学校

※5 職業訓練を受けている施設から給与を得ている場合を除きます。(必要に応じて、給与を得ていないことの証明書を追加していただく場合があります。)

※6 証明書類については実情に応じて異なりますので、三重県教育委員会事務局までお問い合わせください。

※7 猶予事由及び猶予期間の延長の有無にかかわらず、通算して3年以内を限度として返還猶予を受けることができます。ただし、(6)(13)の理由により猶予を受けた期間については、この期間に含みません。

※8 この理由での猶予の場合、猶予期間の上限の適用はありません。

※9 様式は任意です。